

滋賀県における改善基準告知改正の影響等について

滋賀県交通戦略課

(1) 自動車運転者の改善基準告知の改正について (2024年4月)

- 令和6年4月1日「改善基準告示改正」により、運転士の労働時間上限が短縮されたことにより、同じ規模の路線バスを維持するために必要な運転士数が増加
- もともと運転士不足であったところに拍車がかかり、多くの路線で、始発や最終便の減便等の対応が取られる深刻な事態となった。

(2) 県内バス運転士数の推移

対象	R1	R2	R3	R4	R5	R6	<u>R6不足</u>
乗合バス運転士人数 (人) (県内 8社計)	535	537	533	522	497	499	△53

(令和6年10月末時点)

(3) 民間路線バスにおける減便・廃線件数の推移

対象	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
民間路線バス (コミュニティバス路線のぞく)	減便 (路線数)	3	10	20	14	19	<u>40</u>
	廃線 (路線数)	1	7	6	1	0	<u>2</u>

(令和7年1月末時点)